

利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会における対応等について

(高橋委員提出資料)

報告内容

1. 利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会について

- 別紙 1 利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会規約
- 別紙 2 利根川・荒川水系水質事故発生時の通報連絡系統図
- 別紙 3 利根川・荒川水系水質事故発生時情報伝達票
- 別紙 4 ホルムアルデヒド検出に関する緊急要望書
- 別紙 5 ヘキサメチレンテトラミンの流出事故防止対策について（要請）
- 別 冊 利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会リーフレット

2. 5事業体（群馬県、埼玉県、北千葉、千葉、東京都）の連携について

- 別紙 6 水源河川水質調査等の連携に関する申し合わせ
- 別紙 7 水源河川水質調査等の連携に関する情報連絡の手順
- 別紙 8 水質検査結果速報 F A X 送付票（水質調査等の連携）

3. ホルムアルデヒド水質汚染事故の対応経過

- 別紙 9 ホルムアルデヒド水質汚染事故の対応経過

利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会規約

(46. 4. 1)

(名 称)

第1条 本会は、利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、利根川及び荒川の両水系から取水する水道事業者相互間の連絡を図り、両水系の水質についての調査及び関係先への周知を図る等、水質の保全に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、別表に定める水道事業者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事を置く。

2 幹事会は、協議会で選任する幹事若干名をもって組織する。

3 幹事会は、協議会から付託された事項及び軽微な事項を処理する。

(顧 問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会又は幹事会に出席して意見を述べることができる。

(会計監査)

第8条 会長は、幹事のうちから会計監査2名を指名する。

2 会計監査は、協議会の会計事務の監査にあたる。

(経 費)

第9条 協議会の経費は、構成団体の分担金によってまかなう。

(庶 務)

第10条 協議会の庶務は、東京都水道局において行なう。

(委 任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

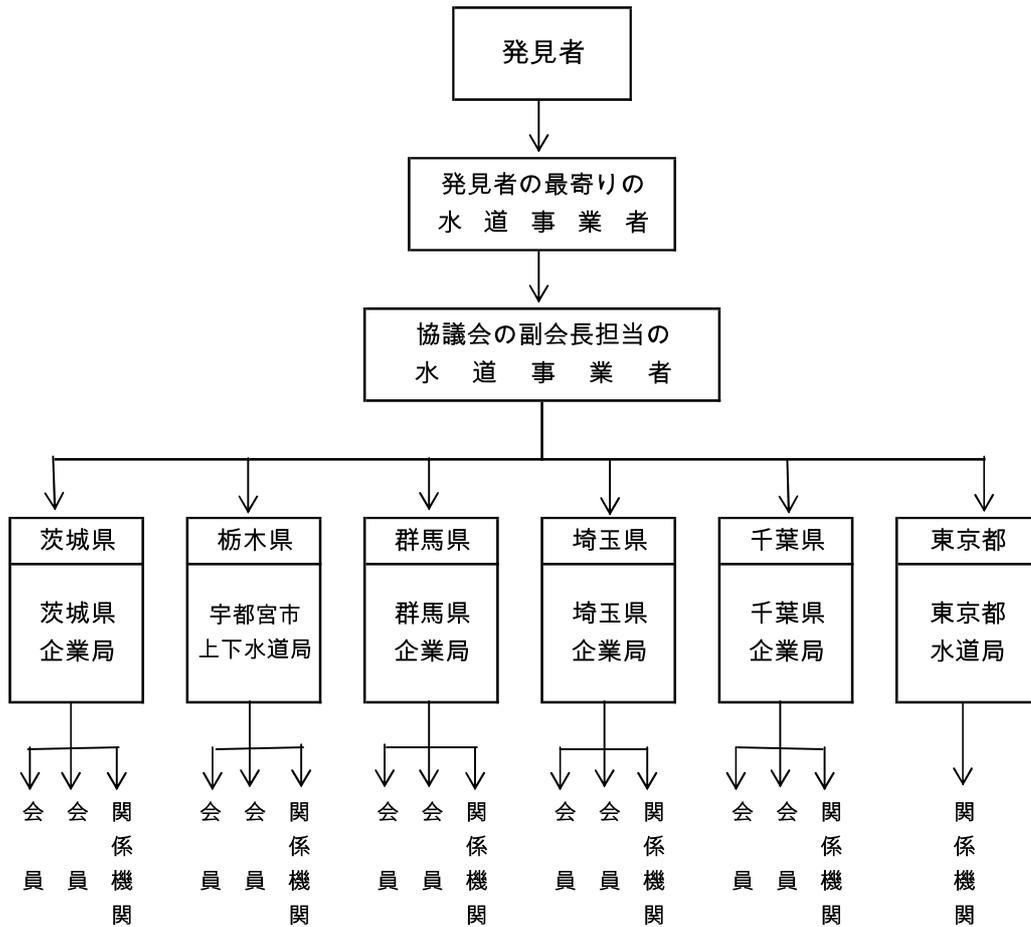
附 則

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月28日 第56回総会議決)

この規約は、平成8年10月28日から施行する。

利根川・荒川水系水質事故発生時の通報連絡系統図



(副会長担当の水道事業者連絡先)

都県名	事業者名	連絡先	電話	ファックス番号
茨城	茨城県企業局	昼 施設課	029 (301) 4974	029 (301) 4989
		夜 利根川浄水場	0297 (73) 5651	0297 (72) 8362
栃木	宇都宮市上下水道局	昼 配水管理センター	028 (621) 2203	028 (624) 8128
		夜 松田新田浄水場	028 (674) 2259	028 (674) 2259
群馬	群馬県企業局	昼 水道課水道係	027 (226) 4015	027 (220) 4422
		夜 東部地域水道事務所	0276 (86) 8813	0276 (86) 8815
埼玉	埼玉県企業局	昼 水道管理課	048 (830) 7094	048 (834) 5071
		夜 大久保浄水場	048 (852) 8841	048 (856) 1684
千葉	千葉県水道局	昼 水質センター監視課	043 (296) 8100	043 (296) 0157
		夜 ちば野菊の里浄水場 (利根川上流及び江戸川) 北総浄水場 (利根川下流)	047 (394) 8300 0476 (97) 1271	047 (362) 0806 0476 (97) 3408
東京	東京都水道局	昼・夜 水質センター監視課	03 (5802) 9032	03 (5802) 9034

利根川・荒川水系水質事故発生時情報伝達票		No.							
受信	受信時刻 受信者	平成 年 月 日 時 分							
	受信者・住所 機関名	平成 年 月 日 時 分							
	異常時の 状況	1 発生時刻 発見者							
		2 発生地点							
		3 水質汚濁の状況							
4 その他									
発信	発信の内容								
	発信者	発信時刻	関係機関	受信者		発信者	発信時刻	関係機関	受信者
		時 分					時 分		
		.					.		
		.					.		
		.					.		
		.					.		
		.					.		
		.					.		
		.					.		
備考									

厚生労働省に対する「ホルムアルデヒド検出に関する緊急要望書」

平成 24 年 5 月中旬、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドが水質基準値を超えて検出され、広範囲で取水停止や断水を伴う水質事故が発生した。これは、主にヘキサメチレンテトラミンが河川水中に流下したことが原因であり、人の健康への影響が極めて懸念される水質事故に、水道事業者は大変な脅威を感じている。

水道水の安全性を確保するためにはホルムアルデヒド生成の原因物質について、水道水源への排出を強く規制することが不可欠である。水道水の安全性の確保は、国民の生命と健康を守る上での基本であることから、下記の事項について緊急に措置を講じるよう要望する。

記

(ホルムアルデヒド生成能としての環境基準及び排水基準の設定への関係省庁に対する要請)

- 1 人の健康に影響を及ぼす項目であるホルムアルデヒドについて、その生成能に関して環境基準及び排水基準の設定を早期に実現されるよう関係省庁に強く働きかけていただきたい。

(産業廃棄物排出企業への、指導及び監視強化への関係省庁に対する要請)

- 2 排水基準の有無に関わらず、人の健康や水質管理に影響を及ぼし、水道水の安全・安心を脅かす物質を排出する事業者に対して、排出抑制の指導や排出動向の監視を行う枠組みの策定などの対策が早期に実現されるよう関係省庁に強く働きかけていただきたい。

利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会

環境省に対する「ホルムアルデヒド検出に関する緊急要望書」

平成 24 年 5 月中旬、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドが水質基準値を超えて検出され、広範囲で取水停止や断水を伴う水質事故が発生した。これは、主にヘキサメチレンテトラミンが河川水中に流下したことが原因であり、人の健康への影響が極めて懸念される水質事故に、水道事業者は大変な脅威を感じている。

水道水の安全性を確保するためにはホルムアルデヒド生成の原因物質について、水道水源への排出を強く規制することが不可欠である。水道水の安全性の確保は、国民の生命と健康を守る上での基本であることから、下記の事項について緊急に措置を講じるよう要望する。

記

(ホルムアルデヒドの生成能としての環境基準化及び排水基準化)

- 1 一都五県の水道水源である利根川・荒川両水系の河川等の水質を保全するため、浄水処理、特に塩素添加により生成するホルムアルデヒドの生成能について環境基準化及び排水基準化を図られたい。

(産業廃棄物排出企業への、指導及び監視の仕組みの強化)

- 2 排水基準の有無に関わらず、人の健康や水質管理に影響を及ぼし、水道水の安全・安心を脅かす物質を排出する事業者に対して、必要な事項の報告、聴取又は立入検査等の実施により、排出抑制の指導や排出動向の監視を行う仕組みの策定など、対策を講ぜられたい。

利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会

(写)

24 利根荒水協第 14 号

平成 24 年 6 月 8 日

DOWAハイテック株式会社
代表取締役社長 桜庭 正美 様

利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会会長
東京都水道局長 増子 敦

ヘキサメチレンテトラミンの流出事故防止対策について（要請）

平成 24 年 5 月中旬に利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドが水質基準値を超えて検出され、広範囲で取水停止や断水が発生する水質事故が発生いたしました。これは、ヘキサメチレンテトラミンが河川水中に流下したことが原因です。この物質は、水質汚濁防止法などの規制の対象には含まれていないものの、浄水処理過程で注入する塩素と反応し、有害物質であるホルムアルデヒドを生成するため、適正に処理する必要があります。

御社は、平成 15 年 11 月にヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を利根川支流に排出し、下流の行田浄水場（埼玉県行田市）においてホルムアルデヒドが検出される水質事故を起こしており、河川に流出させれば多大な被害を生じさせることを十分に認識していたはず

です。こうした中で今回、御社はヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を産業廃棄物処理業者に処理委託をしたとのことですが、排出者である御社には重大な責任があると考えます。

私ども利根川・荒川水系の水道事業者は、安全な水を市民に供給する責務を負っており、人の健康への影響が極めて懸念される物質の環境水中への流出に大変な脅威を感じていることを御理解いただき、今後、このような事態が繰り返されないことがないよう、廃液処理の適正な実施に向けた抜本的な対策を講じていただくよう、強く要請いたします。

水源河川水質調査等の連携に関する申し合わせ

群馬県企業局（以下「甲」という。）、埼玉県企業局（以下「乙」という。）、北千葉広域水道企業団（以下「丙」という。）、千葉県水道局（以下「丁」という。）、東京都水道局（以下「戊」という。）は、水源河川水質調査及び浄水場原水の水質検査に関する日程調整、情報の共有化及び原因調査の連携について、次のとおり申し合わせ、文書を取り交わす。

- 1 甲、乙、丙、丁、戊が実施する定期水源河川水質調査及びかび臭調査について、毎月の調査地点が同一週に重複しないように調整に努めるものとする。また、浄水場原水の水質検査についても、同一水系の検査が同一週に重複しないように調整に努めるものとする。
ただし、利根川水系については、甲、乙、丙、丁、戊で調整し、荒川水系については、乙、戊で調整するものとする。また、調整を行った後、日程及び調査地点を変更しようとする場合は、事前に関係する事業体に連絡するよう努めるものとする。
- 2 甲、乙、丙、丁、戊は、水源河川の水質について通常時との差異を検出した場合、速やかに情報を共有し、連携して原因調査等を行うものとする。
この場合、甲、乙、丙、丁、戊は、調査地点の重複を避けるため、予めそれぞれの調査地域を定めるものとする。ただし、差異の検出地点、検出物質等に応じて、その都度、甲、乙、丙、丁、戊で調整を行う。
- 3 水質検査結果については、速やかにFAXまたはE-mailにより関係する甲、乙、丙、丁、戊へ報告し、データを共有するものとする。共有するデータの使用については、当該事業体の水質管理に限定することとし、関係部署において厳重に管理する。
ただし、外部にデータを提供する場合は、検査実施事業体に確認し、予め承諾を得るものとする。
- 4 この申し合わせの有効期間は、平成21年7月31日から平成22年3月31日までとする。
ただし、甲、乙、丙、丁、戊のいずれかから異議のない限り期間満了後も引き続き有効期間を1年間延長し、以後この例によるものとする。
- 5 本申し合わせに定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度甲、乙、丙、丁、戊で協議して定めるものとする。

この申し合わせの成立を証するため、本書を5通作成し、甲、乙、丙、丁、戊記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成21年7月31日

甲 群馬県太田市新田反町町802番地1
群馬県企業局 水質検査センター所長

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
埼玉県企業局 水道施設課長

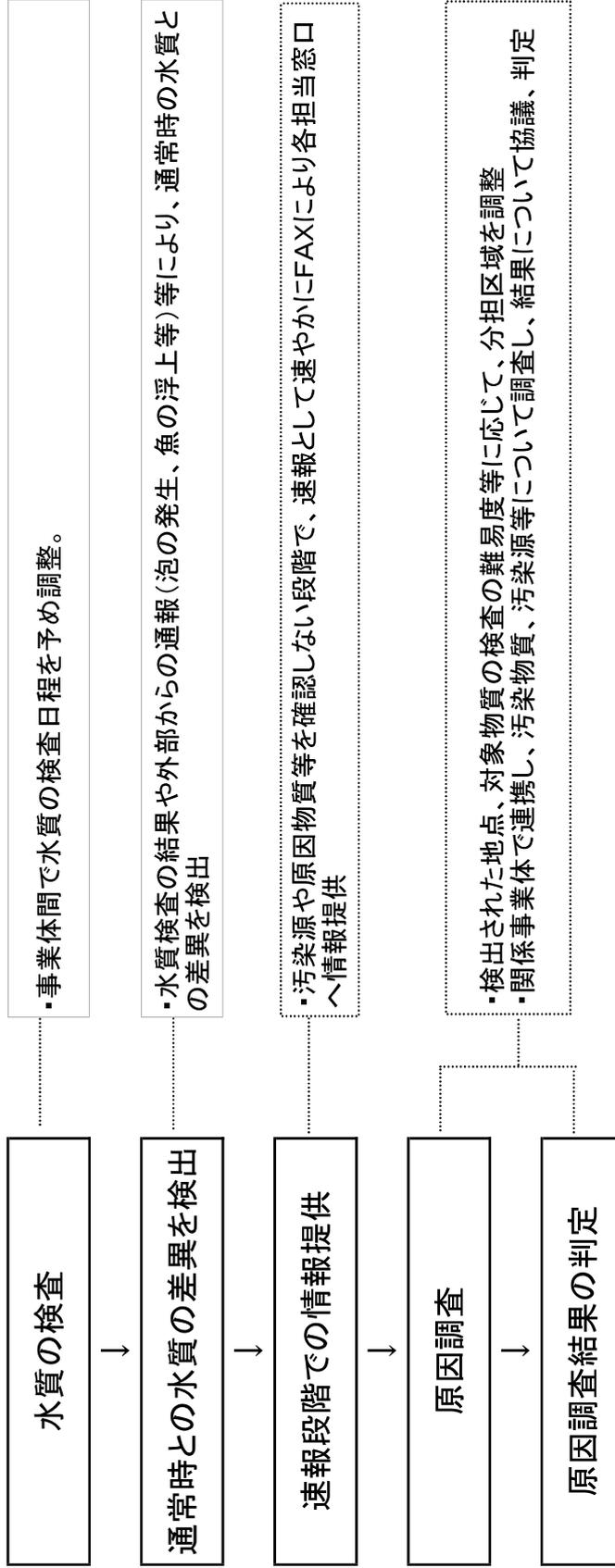
丙 千葉県流山市桐ヶ谷字和田130番地
北千葉広域水道企業団技術部 水質管理室の長

丁 千葉県千葉市花見川区幕張町5丁目417番地24
千葉県水道局技術部 浄水課長

戊 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都水道局浄水部 浄水課長

水源河川水質調査等の連携に関する情報連絡の手順

(平成21年7月31日付「水源河川水質調査等の連携に関する申し合わせ」に関する参考資料)



情報交換担当窓口

群馬県企業局	水質検査センター検査係	TEL 0276-57-5082、FAX 0276-57-5083
埼玉県企業局	水質管理センター監視・支援担当	TEL 048-558-1051、FAX 048-558-3550
北千葉広域水道企業団	技術部水質管理室調査班	TEL 04-7158-8091、FAX 04-7158-8093
千葉県水道局	水質センター調査課	TEL 043-296-8100、FAX 043-296-0157
東京都水道局	水質センター監視課	TEL 03-5802-9032、FAX 03-5802-9034

水質検査結果速報 F A X 送付票 (水質調査等の連携)

《送信先》

群馬県企業局	水質検査センター検査係	} 御中
埼玉県企業局	水質管理センター監視・支援担当	
北千葉広域水道企業団	技術部水質管理室調査班	
千葉県水道局	水質センター調査課	
東京都水道局	水質センター監視課	

水質検査の結果、下記のとおり連絡対象項目が速報基準値を超えたので、連絡いたします。

記

水 質 検 査 結 果

採水日	検査日	原水採水箇所 (水系)	対象項目	速報値	速報基準値

発信日：平成 年 月 日

発信者：

TEL

FAX

ホルムアルデヒド水質汚染事故の対応経過

日時	東京都水道局の主な動き	他機関の主な動き	
		機関名	内容
5月17日	8:30	埼玉企業局	庄和浄水場浄水でホルムアルデヒド0.045mg/L検出
	10:15		庄和浄水場浄水からホルムアルデヒドが0.045mg/L検出された旨の連絡(埼玉企業局から)
	19:00	埼玉企業局	本件について厚生労働省に一報
	20:30		利根大堰でホルムアルデヒド生成能が高濃度(0.175mg/L)で検出された旨の連絡(埼玉企業局から)
5月18日	0:10	埼玉企業局	行田浄水場浄水で基準超過(0.096mg/L) → 備蓄水による希釈
	3:40		三郷浄水場取水水量減量
	10:45		荒川水系浄水場に多摩川水系原水を導水
	15:00	埼玉企業局	庄和浄水場浄水で基準超過(0.100mg/L) → 備蓄水による希釈
	18:30	埼玉企業局	記者会見
	19:15	北千葉広域水道企業団	北千葉浄水場取水停止(5/19 1:10再開)
	19:50		水質事故情報受信(関水対協:利根川上流河川事務所から)
	20:39		水質事故情報受信(関水対協:江戸川河川事務所から)
	21:40		緊急放流(渡良瀬貯水池、圃原ダム、下久保ダム等)
	22:51	埼玉企業局	行田浄水場取水・送水停止(5/19 7:00再開)
5月19日	24:00	国土交通省関東地方整備局	北千葉導水路緊急導水(5/23 18:30終了)
	24:00	国土交通省関東地方整備局	武蔵水路導水停止(5/24 15:00再開)
	0:30	千葉水道局	栗山浄水場取水停止(5/19 8:00再開)
	7:25	北千葉広域水道企業団	北千葉浄水場取水停止(5/19 17:30再開)
	10:30	北千葉広域水道企業団	北千葉浄水場送水停止(5/19 17:30再開)
5月20日	11:45	千葉水道局	栗山浄水場取水停止(5/19 18:40再開)
5月20日	9:30		三郷浄水場送水で基準超過(0.099/L)のため送水停止(5/23 11:00再開)
5月24日	15:00	国土交通省関東地方整備局	緊急放流等対応終了

利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会加入団体

(平成21年7月1日現在)

都県名	団体名
茨城県	1 茨城県企業局 ○
	2 古河市上下水道部
	3 潮来市水道課
	4 稲敷市水道局
	5 五霞町上下水道課

都県名	団体名
埼玉県	24 埼玉県企業局 ○
	25 川口市水道局
	26 飯能市上下水道部
	27 狭山市上下水道部
	28 入間市水道部
	29 小川町水道課
	30 寄居町上下水道課
	31 皆野・長瀬上下水道組合

都県名	団体名
栃木県	6 栃木県企業局
	7 宇都宮市上下水道局 ○
	8 足利市上下水道部
	9 佐野市水道局
	10 日光市上下水道課
	11 小山市建設水道部
12 野木町上下水道課	

都県名	団体名
千葉県	32 千葉県水道局 ○
	33 銚子市水道課
	34 野田市水道部
	35 香取市上下水道部
	36 神崎町まちづくり課
	37 北千葉広域水道企業団
	38 印旛郡市広域市町村圏事務組合
	39 九十九里地域水道企業団
	40 南房総広域水道企業団
	41 長門川水道企業団
	42 東総広域水道企業団

都県名	団体名
群馬県	13 群馬県企業局 ○
	14 前橋市水道局
	15 高崎市水道局
	16 桐生市水道局
	17 太田市上下水道局
	18 沼田市建設部上下水道課
	19 渋川市水道部
	20 藤岡市上下水道部
	21 富岡市ガス水道局
	22 安中市上下水道部
	23 みどり市水道局

都県名	団体名
東京都	43 東京都水道局 ◎

※ ◎：会長
○：副会長

ネットワークで 水の安全守ります



発足の経緯

昭和45年1月2日に利根川水系において、いわゆる玉ねぎ腐敗臭事故が発生し、東京、埼玉、千葉の各都県に大きな影響を及ぼしました。こうした、広域的な水質事故に対する情報連絡体制及び水質監視体制等を確立し、利根川水系の水質保全に資することを目的として、一都五県の24水道事業者によって、同年1月16日に「利根川水系水道事業者連絡協議会」が発足しました。

その後、荒川水系浦山ダムの完成を契機に、平成8年度に協議会の名称を「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」に変更しました。

協議会は現在、利根川・荒川の両水系を主な水源とする43の水道事業者で構成されています。

このような活動を展開しています

国等への要望

下水道や流水保全水路の整備、富栄養化防止対策や事業場への排水規制指導の強化など水道水源の水質保全対策の促進と、それに必要な予算措置を国及び関係知事に強く要望しています。

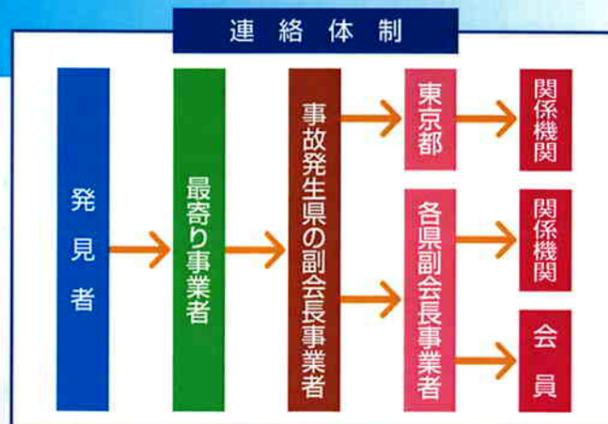


水質保全についてのお願い

利根川及び荒川の両水系は、一都五県住民の水道水源として極めて重要な河川です。この河川の水質を飲料水の水源として保全していくため、水質汚染事故の防止について両水系を取り巻く関係事業場に廃液等の取扱いには十分に注意するよう働きかけています。

緊急連絡体制の整備

魚の浮上や油の流下など、突発的な水質事故対策のため、協議会に所属する水道事業者で緊急連絡体制を確立してあります。事故報告を受けた場合は、速やかに水質調査等を行い正確な情報の連絡に努めています。



水道技術相談

水処理技術に限らず、水道技術全般に関する相談の窓口を東京都水道局に設けています。

情報誌の発行

会員事業体に、国の委員会等の最新情報、技術情報の解説、各事業体の情報など、ホットなニュースを伝えるため、協議会の情報誌「水の旅」を定期的に発行しています。

講演会の開催

水道事業における最新の技術的知見や国の動向などに関する情報を共有するため、定期的に講演会を開催しています。



技術担当連絡会の開催

本協議会には利根川上流ブロック、利根川下流ブロック、渡良瀬・鬼怒川ブロック、荒川ブロックの流域別に、技術担当連絡会を設置しています。各ブロックで技術情報の交換や施設調査及び講演会などを行っています。

技術研修の実施

会員事業体の技術レベルの向上を図るため、水処理技術や水道施設の維持管理等の研修を行っています。



技術交流会

水質や運転管理上の問題など、事業者の抱える技術的な課題に対する意見交換や浄水処理の新技术、水質分析技術等情報交換の場として技術交流会を設置しています。また、その中に生物分科会を置き、利根川・荒川水系における共同調査や生物全般の情報交換等を行っています。